

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積（以下「基準面積」という。）以下とする旨届出があった。

平成20年10月3日

県南広域振興局長 勝 部 修

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社流通技研
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地 金ヶ崎土・日ジャンボ市 胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻字荒巻100番1ほか
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 2,932平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日 平成19年11月30日
- 6 変更する理由 店舗閉鎖のため